平成２３年（フ）第４７４４号
大阪市中央区南船場１丁目３番27号、商業登記簿上の本店所在地アメリカ合衆国デラウェア州ニューアーク市バークスデイル・プロフェッショナル・センター113番
破産者　株式会社ロイヤルエタニティー
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４０号
大阪府守口市南寺方東通６丁目３番20号
破産者　ナカテック株式会社
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１４４号
大阪市旭区清水２丁目３番11号
破産者　有限会社岡田電気工業所
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３１９号
大阪市港区弁天３丁目18番７号
破産者　株式会社マグワート
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１６号
大阪府枚方市片鉾本町30番６号
破産者　有限会社近畿マック
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５１号
大阪市西区京町堀１丁目11番７号
破産者　有限会社インディアス
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４７９号
大阪市城東区関目３丁目５番３号
破産者　株式会社エイジレス・ラボラトリー
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８１号
大阪市中央区島之内１―16―22ＮＬＣ長堀303、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満４丁目９番12号リーガル西天満ビル
破産者　株式会社ＦＡＩＲ　ＷＡＹ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５６号
大阪府枚方市東香里３丁目39番52号
破産者　株式会社セカンドライフ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９１号
大阪市浪速区桜川１丁目１番28号
破産者　株式会社カースタジオ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１１号
堺市北区南花田町419番２
破産者　株式会社ピースコーポレーション
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４４号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目10番17号
破産者　株式会社ＴＰＣ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８号
岡山県美作市川北23番地
破産者　株式会社ソーイングエミ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第７２号
岡山県津山市河面1210番地の９
破産者　株式会社廣瀬組
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第８８号
秋田県横手市睦成字吉沢上台69番地10
破産者　有限会社小田島建設
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３９９０号
栃木県宇都宮市宿郷１丁目９番11号
破産者　株式会社エスト
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４２６号
東京都港区芝３丁目34―１―202
破産者　小谷　哲哉
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４７０号
東京都港区南青山１丁目26番４号
破産者　アプト・インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１３号
東京都八王子市館町2300番地26
破産者　株式会社ＮＥＯ　ＳＰＡＣＥ
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３７号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原31番地３
破産者　有限会社ヤマトモ建設
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３８号
静岡県静岡市清水区北脇新田178番地の３
破産者　間宮　義雄
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５９５号
横浜市神奈川区鶴屋町２丁目９番地７
破産者　有限会社近藤一樹建築設計事務所
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６６１号
横浜市中区日ノ出町１丁目76番地１インペリアル横浜パークサイド201―３号室
破産者　有限会社美善
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部